

# サザンクリーンセンター推進協議会理事会

日時：平成 26 年 11 月 18 日（火） 15:00～15:40

場所：南部総合福祉センター 2 階会議室

## 出席者

上原裕常	徳元敏之	宜保晴毅	屋良国弘
古謝景春	大城 悟	比屋根方次	上原勝彦
古堅國雄	識名盛紀	新川喜男	山城 勉
上原 晃			

事務局長 理事のみなさま、こんにちは。地方の議員さん方の改選後の最初の理事会でございます。本日はお忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。与那原町長が若干遅れるということではございますが、定刻となっておりますので始めていきたいと思っております。では、会長のご挨拶を頂いてから議事の方に入らせて頂きたいと思っております。

会 長 理事のみなさん、こんにちは。我々の長年の課題でありました最終処分場の方向性も決まりまして、その中でも一番難しい地元での振興策の交渉につきましては、みなさんご承知のように、これまで糸満でオープン型を造るときに 6 億円という振興策ができましたけれども、しかしながら我々は被覆型ということでお金がかかる施設を、飛散もしない、そして地下水も汚染もしない、臭いもしないということでそれを念頭に受け入れの説明会をして参りました。当初私は振興策は 2 分の 1 で交渉をしたいということで、私に一任をして頂いて、地元との交渉をして参りました。それも最初は堀川区だけが受け入れを表明して、前川、當山区は話しも聞いてくれない、立ち入り禁止くらいの事でありましたけれども、それもすっかり全市民に声をかけて説明した方が問題を解決するということで、多数決で 97 パーセントの市民が賛成をして頂きました。大変難しいことが多かったのですが、それをクリアしたということは皆さんも含め本当に迷惑施設ということで大変難しい作業があったという事だけのご理解をして頂ければと思っております。これが一つのきっかけとなって輪番制がうまくいけるような体制を整えて参りたいと思っておりますので、みなさんのお力添えを賜りたいと思っております。

今日は、議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 つの議案を提案しております。

今日初めての方も結構いらっしゃいますよね。糸豊議長さんから自己紹介をお願いします。

理 事 こんにちは。糸豊清掃組合の山城勉です。宜しくお願いします。

理 事 みなさん、こんにちは。与那原町議会の上原晃と申します。本日は東部清掃施設組合からの参加となっておりますので、初めてではあります但し今後とも宜しくお願い致します。

理事 西原町議会の新川と申します。宜しくお願い致します。

理事 八重瀬町議会の上原です。宜しくお願い致します。

理事 南城市議会の大城です。宜しくお願い致します。

会長 さっそく議事に入ります。

日程第1、議案第1号最終処分場建設に伴う地域振興費の取扱方針について議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、地域振興費について説明を致します。資料1の方をお願い致します。

最終処分場建設に伴う地域振興費の取扱方針についてでございますけれども、この議案についてはこれまで3地域、地元堀川区、隣接区に前川区と當山区ということでこの3地区から最終処分場受け入れの条件として出されたのが地域振興費であります。地域振興費については、今年に入ってから3者協議会、いわゆる自治会から代表3名、それから南城市の方から市民部長、課長が出席し、それからサザン協事務局の方で出席をして3者協議会を開催しております。7月から9月までの間協議を進めて参りました。その協議の結果、内容も含めて當山区が9月28日、前川区が10月17日、堀川区が10月19日に区民総会を開いて最終的にこの振興策について了承を頂いたということでございます。これまでの経緯はそういった経緯でございます。

それでは真ん中から下の方の説明をしたいと思えます。

まず1項目目は振興費の金額でございます。3億円を上限とするということでございます。これは当然、南産協当時の考え方ですね、それから南斎場の事案そういったものを参考にして上限として3億円ということでございます。この3億円という数字はこれまで度々会議の場で確認をされている金額でございます。

それから2項目目、これが対象地域になります。この振興を受ける対象地域は地元堀川区、隣接区に前川区と當山区ということになります。

それから5項目目の振興策の内容については、地域から要望があったものについては当然区民の総意の下、区民総会あたりで決定をしてサザン協を介して行政組合の方に予算化をしていくということになります。

それから3ページ目の地域振興費に対する各自治会の配分額ですね。配分額が以下のようになります。下の方が各市町の負担額になります。

続きまして4ページの方になりますけれども、これまで3者協を開催した時の議論の内容になります。

それから5ページから6ページについては、第2部会の議事録になります。

それから7ページは平成25年11月に理事会承認を受けておりますけれども、その中の5番目の中にこの協議については3者協で協議をするということで決まっております。

それから8ページから15ページについては、堀川区から要望があった内容になります。

それから16ページから17ページについては前川区から要望があった内容になります。

それから18ページ、19ページが當山区から要望があった内容でございます。以上で説明

を終わります。

会 長 只今、事務局より地域振興費の取扱方針について説明がありました。  
それでは質疑のある方はどうぞ。

理 事 (「進行」の声)

会 長 よろしいでしょうか。

理 事 (「はい」の声)

会 長 それでは質疑がないようでございますので、議案第1号最終処分場建設に伴う地域振興費の取扱方針については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

理 事 (「異議なし」の声)

会 長 異議なしと認め原案のとおり決定を致します。

会 長 次に日程第2、議案第2号被覆型一般廃棄物最終処分場建設合意書について議題と致します。また日程第3、議案第3号環境保全協定書についても一括して審議を致したいと思  
います。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは資料2の方でご説明を致します。被覆型一般廃棄物最終処分場建設合意書になります。この件については、去る平成25年にも基本合意書を交わしております。それを受けて今度は本格的に建設をするという正式な合意書になります。それでは説明を致します。

第1条については原則ということで、最終処分場を建設することについて合意をするということでございます。2条の方で供用期間になりますが、これは15年ということですが、それから3条の方で輪番制という事で、南城市以降については八重瀬町、西原町、豊見城市、与那原町、糸満市という事でこれはクジによって決定をされております。4条については、周辺環境の保全という事でありまして、当然、環境には十分配慮するということでございます。詳細については、保全協定を今後結ぶ予定であります。それから5条については、広域の環境施設建設対象地域からの除外であります、今回3地区が受け入れたわけでありまして、今後はごみ焼却施設とかし尿とか広域の設置が必要な場合には、この地域は対象から外すというような内容でございます。それから6条の方が地域振興費になります。(1)金〇〇〇とか地区ごとに金額が違いますから、その金額が入ることになります。それから7条についてですが、地域振興の整備期間は平成32年度までに行うという事でありまして、地域から挙がってきた要望の実現については32年度までには完成するという事でございます。それから8条の追加の負担ですが、当然我々はこの金額で合意をしておりますので、これ以上の要求はできないということの条文でございます。それから9条の役割にな

りますが、この整備に当たっては、当然事業主体はそれぞれの自治会になります。南城市とサザン協の方で側面からバックアップをするという内容であります。それから第10条の跡地利用でございますが、水処理終了によって完全閉鎖になった場合は丙の南城市の方へ無償譲渡するという事です。跡地利用については南城市と地元3地区において協議の上決めていくということでありまして、11条については、疑義が生じた場合の協議事項でございます。それぞれ甲が南部広域行政組合、乙がそれぞれの自治会、丙が南城市、立会人として5市町が署名をしていくということでございます。

それでは資料3の方で環境保全協定書の説明をします。この環境保全協定とは従来は公害防止協定という形で他の地区は協定を結んでおります。我々については、公害ではなくて環境保全という形で協定書を結んでいきます。その中での第1条の基本対策でございますが、当然日々日頃の管理は十分行うということで万が一のために監視カメラを設置し細心の注意を払うということでありまして。それから第2条で維持管理及び環境保全対策ですが、2項の方で施設の故障、破損等によって環境汚染が発生した場合は原因を究明して、その結果を乙に報告するという事でありまして。それから第3条の細目協定書の締結でございますが、これがより詳細な協定書です。いわゆる浸出水処理施設の水質の基準とかモニタリングの調査項目等々、あとは搬入経路については今後それぞれの自治会と調整をして施設稼働までには、この協定書を結んでいきたいということでありまして。それから第4条で検査及び報告でございますが、水処理施設で処理された水質検査については、閉鎖までは年2回以上実施してその旨報告するという事でありまして。2項の方で処理水は施設内の処理、無放流。いわゆる処理水を再利用するというようなことでありまして。それから第5条の方で苦情の処理でございます。第6条の方で被害補償ですね。これは処分場が原因で環境汚染が生じた場合は、当然調査をして対策をし、または被害があれば補償をしていくということでございます。それから7条についてが、対象とする廃棄物です。東部の方が焼却灰と飛灰と不燃残渣で糸豊については熔融飛灰ということでございます。それでは次のページをお願い致します。埋立期間であります。第8条です。これは先程説明したとおり15年ということでございます。第9条について搬入及び事前通知ということで、搬入については毎日、日曜日も含めて搬入するという事で、時間帯については9時から5時まで搬入計画についても事前に通知をするという事でございます。東部の現状については24時間の運転であります。ですから、この灰については沖縄市の方に持って行っていますが、実は車が2台しかなくて24時間で運搬しているようです。ですから、我々の施設も本来は24時間の方が受け入れに当たっては24時間で我々は対応しなければいけないという事がありましたが、地元の方に投げたら24時間ではダメだということでありましたので、もし日中にするなら今は2台ですからもう1台必要だという事で、この施設稼働までにあと1台を我々の方で対応していきたいということでありまして。それから第10条についてですが、埋立終了後の管理については、当然閉鎖については環境省と沖縄県の許可をもって終了すると、その跡地については南城市の方へ譲渡するという事でありまして。それから11条が情報公開です。年1回以上は住民報告会を開催していくという事でありまして。それから12条が違反時の措置、13条が協議になります。先程と同じようにこれも協定ですから署名をして、地域と協定書を結んでいくという事でありまして。今のところは12月1日に調印式を予定しておりますので、ぜひ理事のみなさまは全員参加をお願いしたいと思います。以上です。

会 長 只今の第 10 条の埋立処分終了後の管理等については、我が南城市では植物工場を一括  
交付金で実験をし成功しています。スーパーと契約栽培をやっておりまして、また、セル  
ラーも増築を図りたいと言う事で土地を求めております。そういう事が可能になると言う  
事をご理解をして頂きたいと思います。

それでは議案第 2 号と議案第 3 号について質疑を受けたいと思います。

理 事 この資料 2 と 3 は将来的には、会計検査院や本省あたりでも出さざるを得ないと思いま  
すが、この観点からちょっとお聞きしますけど、資料 2 の第 5 条は読んでみてもわからな  
いので、教えてもらいたい。

事務局長 私の方からお答えいたします。実は、この被覆型最終処分場の地域説明の時点で、それ  
ぞれの集落から今までも美化センターがあって相当被害を受けてきたのに、また最終処分  
場を造るのかと最初の疑問がありましたが、それと同時に仮に最終処分場が出来た後、そ  
れ以降は焼却の一元化施設とか、或いはそれ以外の迷惑施設と呼ばれるような物はこの地  
域には造るなという要望がありましたので、そういった物は造りませんという意味の文章  
になっています。

理 事 そういう意味ですか。

あと 1 点ですね。資料 2 の第 4 条で「処分場を建設するにあたり」とある。これは字句  
の使い方ですが、ここでは平仮名ですよね。それからもう一つは、資料 3 の第 6 条では「当  
たる」と漢字を使っておりますが、公文書としては第 6 条の使い方が正しいと思いますの  
で、これは統一した方がいいのではと思います。

事務局長 はい、ご指摘のとおりしたいと思います。こちらも気が付きませんで、そういうような  
文字の使い方になっていると思います。では資料 2 の方も漢字の「当たる」に訂正したい  
と思いますので、宜しくお願い致します。

理 事 以上です。

会 長 他にありませんか。

理 事 少しだけ確認だけさせてください。協定書案の 2 条で南城市の環境条例関係が無いのか  
なと思ひまして、要するにここに地元の南城市の条例が入っていないものだから。普通だ  
ったらあるのかなと思ひまして、有るならここに関連して入ってくると思ひまして、入っ  
ていないから無いのかな思っておりますが。法律と県の条例で全てクリアできるという事  
で確認できるのでしょうか。

事務局長 はい、この 2 条の規定については、主要な法令を出してありまして、ご指摘の南城市の  
部分につきましては、関係法令というものに全て包含されているというご理解でよろしい  
かと思ひます。

理事 わかりました。

会長 他にございませんか。

理事 (「進行」の声)

会長 よろしいでしょうか。

理事 (「はい」の声)

会長 質疑が無いようでありますので、お諮りを致します。議案第2号被覆型一般廃棄物最終処分場建設合意書については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

理事 (「異議なし」の声)

会長 異議なしと認め議案第2号被覆型一般廃棄物最終処分場建設合意書については原案のとおり決したいと思います。

次に、議案第3号環境保全協定書について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

理事 (「異議なし」の声)

会長 異議なしと認め原案のとおり決したいと思います。ありがとうございました。

会長 皆さん、大変ありがとうございました。この合意書と協定書によって地元との完全なる合意、協定が行われるわけではありますが、我々にとっても14年目の懸案事項がやっと解決されるということでございますので、その協定書の調印式にはぜひ全員が参加の上、■■■■致したいと思っておりますので、どうかお時間のお繰り合わせの上、参加して頂きたいと思っております。もうお祝いですから、これだけの皆様のご苦勞に対して少しやった方がいいかなと思ひまして、私から提案をしておりますが、懇親会を予定しておりますので、ぜひ皆様のお時間をお繰り合わせの上、宜しく願いを申し上げます。以上です。

理事 ちょっと確認したいのですが。

会長 はい、どうぞ。

理事 先程、東部の方で車1台買うという話しだったけど、基本的にはサザン協の予算の範囲内で対応するという事でもいいですか。

会長 はい。

事務局長      ちょっと、よろしいですか。

会    長      はい、どうぞ。

事務局長      只今、会長の方からお話ございましたとおり、改めて確認でございます。12月1日の午後4時からここで、建設合意書或いは環境保全協定書の締結式を行います。理事の皆さんはご出席の程宜しくお願い致します。

会    長      はい、終わります。